

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

[REDACTED] 福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成28年1月7日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が平成27年12月22日付けで請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護の申請の却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

- 第1 本件審査請求の趣旨及び理由
 - 1 趣旨
本件処分の取消しを求める。

2 理由

収入については、12月21日から同月28日までの入院に係る費用として全て支出済みであり、収入を支出が上回っている事実を確認せずに行われた本件処分は誤りである。

また、本件処分の遅延の理由については、求められた書類は全て提出済みであり、何が遅延したのか不明である。

第2 処分庁の弁明

平成28年1月26日付け、[redacted]第15565号で処分庁から提出のあった弁明書及び同年3月3日付け、[redacted]第16682号で処分庁から提出のあった再弁明書に記載のとおり。

第3 審査庁が認定した事実

- 1 [redacted]クリニック、[redacted]クリニック、[redacted]医院及び[redacted]病院の医師がそれぞれ作成した請求人に係る医療要否意見書の記載によると、いずれの医師も請求人について入院外の医療を要すると認めていること。
- 2 処分庁は、収入が最低生活費を上回ることを理由として本件処分を行ったこと。
- 3 本件処分の決定に当たり、処分庁が請求人の最低生活費に必要な医療費を計上したと認められる事実はないこと。

第4 審査庁の判断

- 1 法に基づく保護の決定処分は、法、生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）及び保護の実施機関が法に基づき処理することとされている法定受託事務を処理するに当たりよるべき地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する基準である厚生労働省発出の各種通知に従って、保護の要否及び程度が決定されていれば、当該処分は、適法かつ適正な処分と認められるものである。
- 2 法第8条第1項において、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した

要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け、厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10においては、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第8によって認定した収入の額との対比によって決定することとされている。

- 3 最低生活費については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け、社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10の間4において、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは、次に掲げる費目を指すものであるとされている。

「ア 告示別表第1生活扶助基準（ただし、同第1章の1の（2）の期末一時扶助及び同第3章の3の移送費であって局長通知第7の2の（7）のアの（ウ）以下の場合のものを除く。）並びに局長通知第7の2の（1）のア及び局長通知第7の2の（5）のアの（カ）（ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。）

イ 告示別表第2教育扶助基準及び局長通知第7の3の（2）

ウ 告示別表第3住宅扶助基準及び局長通知第7の4の（1）のオ（ただし、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除く。）

エ 告示別表第4医療扶助基準

オ 告示別表第5介護扶助基準（住宅改修を除く。）

カ 告示別表第6出産扶助基準並びに局長通知第7の7の（1）及び（2）

キ 告示別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の（1）、（2）、（3）及び（4）」

- 4 保護基準別表第4において、指定医療機関等において診療を受ける場合の費用は、法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額を医療扶助の基準とすることとされており、また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け、社発第246号厚生省社会局長通知）第7の5において、指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通達等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を最低生活費に計上することとされている。

5 生活保護問答集について（平成21年3月31日付け、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第2編の第3の2において、「医療の必要性、内容及び程度の判断については、専門的、技術的判断が要請されるため、指定医療機関等の意見を聴いた上で、医療扶助の要否及び程度の決定を行うこととしている。このような指定医療機関等の意見が記載されたものが要否意見書である」とされ、医療要否意見書もこれに該当するとされている。

6 以上のことを本件処分についてみると、第3の1のとおり、請求人に係る医療要否意見書を作成したいずれの医師も、請求人について入院外の医療を要すると認めている。4及び5より、医療費に対応する医療扶助の要否の決定は指定医療機関等の意見を聴いた上で行うこととされ、その意見を記載した第3の1の医療要否意見書によると請求人は入院外の医療を要するとされているため、当該医療にかかる費用が必要となることが認められる。

よって、2から4までより、請求人の保護の要否の決定に当たっては、診療に必要な最小限度の実費の額を医療費として最低生活費に計上することとなる。

しかし、第3の3のとおり、本件処分の決定に当たり処分庁が請求人の最低生活費に必要な医療費を計上したと認められる事実はない。

7 以上のことから、保護の要否の決定に当たり最低生活費に医療費を計上することなく行われた本件処分は、適法かつ正当になされたものとは認められない。

第5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、請求人のその他の主張を判断するまでもなく、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年10月6日

審査庁

岡山県知事 伊原 木 隆

